

第3次広島市男女共同参画基本計画の策定について

本市では、広島市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）に基づき、平成23年3月に「第2次広島市男女共同参画基本計画」（計画期間：平成23年度～令和2年度。以下「第2次基本計画」という。）を策定（平成28年3月に改定）し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

令和2年度で計画期間が満了するため、新たに第3次広島市男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）を策定するものである。

1 策定に当たっての基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

条例第8条に基づく基本計画であり、第6次広島市基本計画の部門計画として位置付ける。

また、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画としても位置付ける。

（現在のDV基本計画は、法の制定に伴い策定したため、第2次基本計画とは計画期間が異なるが、第2次基本計画の一部として構成されている。今回の第3次基本計画策定に当たり、一本化する。）

(2) 計画期間

第2次基本計画は計画期間を10年間としていたが、社会情勢の変化や国の動向等に伴う新たな課題に速やかに対応するため、5年間（令和3年度～令和7年度）に短縮する。

(3) 策定に当たっての視点

- ・ 第2次基本計画における課題については、男女共同参画を推進していく上で今後も継続して対応すべきと考えられることから、この第2次基本計画における基本目標は基本的には引き継ぐこととする。
- ・ その上で、これまでの取組状況を踏まえながら、今後5年間で集中的・重点的に取り組むべき男女共同参画の推進に直接的に寄与する施策を中心として体系を再整理する。
- ・ また、第2次基本計画改定後の法改正や第5次男女共同参画基本計画の策定状況等の国の動向及び社会情勢の変化を勘案するほか、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を反映する。

【国の法改正等の動向】

第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2年12月（予定））

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行（平成30年5月）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正（令和元年6月）

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正（令和元年6月）など

2 第3次基本計画において取り組むべき事項

(1) 第2次基本計画の推進状況等を踏まえた課題への対応

第2次基本計画の直近の推進状況や市民アンケート調査の結果を踏まえ、第2次基本計画の基本目標ごとに課題を抽出する（参照：別紙1）。それらの課題に対応した施策を盛り込む。

(2) 社会情勢の変化に伴う課題への対応

少子・高齢化、働き方・暮らし方の変革、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の流行

など、社会情勢の変化に伴い様々な課題が一層顕在化することが懸念されるため、これらの課題に対応した施策を盛り込む。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成への貢献

平成27年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）について、第3次基本計画に基づく施策の推進を通じて、その達成に貢献することを目指す。

3 計画体系の整理

第2次基本計画では9つあった基本目標について、1(3)の視点及び2(1)の課題を踏まえ、第3次計画では5つの基本方針として体系を再整理し、今後5年間で集中的・重点的に取り組む（別紙2及び別紙3）。

4 本市が目指すべき姿と第3次基本計画の骨子（素案）

別紙4及び5のとおり。